

業 種	平成15年9月改定ガイドライン	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
4. 板ガラス製造業	<p>1. 板ガラス製造業においては、その副産物のリデュース・リサイクルを推進し、板硝子協会において定める産業廃棄物の最終処分量の削減目標（平成10年度比で平成22年度に42%削減[平成13年度38%]）を、早期に達成するべく努力する。具体的には特に以下の対策を講ずる。</p> <p>製品の歩留まりの向上等により工程内カレットの発生抑制につとめる。</p> <p>磨き砂汚泥（微粒珪砂）のガラス原料としての再利用及び新規用途へのリサイクルにより再資源化率（平成13年度91%）の維持・向上を図る。併せて、含水率のコントロール、脱鉄などにより原料としての高付加価値化を引続き図る。</p> <p>磨き砂汚泥（微粒珪砂）の既存の利用分野及び新規利用分野での利用拡大のため、企業及び業界団体において建材メーカー等ユーザーに対する広報活動に努める。</p> <p>2. 建設廃棄物として排出される廃ガラスにつき、リサイクル可能となるシステムを関係業界、関係団体とも協議を行い、生産工程への再投入検討のみならず、路盤材、グラスウール原料等への利用も含めた検討を開始する。</p> <p>自動車から排出される廃ガラスについては、引き続きリサイクル技術開発の推進を行う。</p>	<p>1. 副産物のリデュース、リサイクルを推進するため、特に以下の対策を講じた。</p> <p>製品の歩留まりの向上等により工程内カレットの発生抑制に努めている。また、発生したカレットについても、ほぼ全量リサイクルしている。</p> <p>磨き砂汚泥（微粒珪砂）については、ガラス原料としての再利用の他に、セメントや窯業建材ボードの原料、銅・亜鉛精錬用としての利用を進めた結果平成14年度には再資源化率が99%となった。今後引き続き再資源化率の維持を図っていく。</p> <p>既存の利用分野及び新規利用分野で利用拡大のため、各企業及び業界団体において建材メーカー等ユーザーに対して引き続き広報活動に努めている。</p> <p>現状（平成14年度：脱水処理後ベース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磨き砂汚泥発生量 81.3千t（平成13年度54.1t） ・磨き砂汚泥最終処分量 0.7千t（平成13年度0.9千t） ・磨き砂汚泥再資源化率 99%（平成13年度91%） <p>2. 建設廃棄物として排出される廃ガラスのリサイクルシステム検討を行うにあたり、リサイクル設備、システムの先進事例、現状等について国内外の状況や現状把握を行った。</p> <p>自動車リサイクル法上はガラスがシュレッダーダスト扱いとなり、処理される事になっている。一部カーメーカーから回収ガラスカレットのリサイクルテスト要求が出ており、品質調査や窯への投入テストを行っている。</p> <p>3. 以上の取り組みにより、平成14年度の最終処分量は平成10年度比で92%減となった。</p>	<p>1. 副産物のリデュース・リサイクルを推進し、最終処分量の削減目標を達成するべく引き続き以下の対策を講ずる。</p> <p>工程内カレットの発生抑制に努める。</p> <p>再資源化率の維持を図るとともに、原料としての高付加価値化を図る。</p> <p>2. 建設廃棄物として排出される廃ガラスにつきリサイクルシステム検討を進めるにあたり、板硝子協会内部においてリサイクルチームを発足させ、取り組みを一元化することにより検討、取り組みの早期具体化を図る。</p> <p>自動車から排出される廃ガラスについては、引き続きリサイクル技術開発の推進を行う。</p>